

監視・影響調査専門調査会運営規則〈現行〉

平成16年10月20日
監視・影響調査専門調査会

(調査会の運営)

第1条 監視・影響調査専門調査会（以下「調査会」という。）の議事の手続その他調査会の運営に関しては、法令及び男女共同参画会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(調査会の招集)

第2条 調査会は、会長が招集する。

(委員の欠席)

第3条 調査会に属する議員又は専門委員（以下「調査会委員」という。）が調査会を欠席する場合は、代理人を調査会に出席させ、又は他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 調査会を欠席する調査会委員は、会長を通じて、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

(議事要旨)

第5条 会長は、調査会の終了後、速やかに、当該調査会の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第6条 会長は、当該調査会の議事録を作成し、調査会に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

(会長代理)

第7条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する調査会委員が、その職務を代理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、会長が定める。

監視・影響調査専門調査会運営規則の一部改正について（案）

平成 21 年 7 月 13 日
監視・影響調査専門調査会

監視・影響調査専門調査会運営規則（平成 16 年 10 月 20 日監視・影響調査専門調査会決定）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項 に次のただし書を加える。

ただし、会長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる。

第 4 条第 2 項 に次のただし書を加える。

ただし、前項ただし書により開かれた調査会においては、議決することはできない。

監視・影響調査専門調査会運営規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(議事)</p> <p>第4条 調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。ただし、会長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる。</p> <p>2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。ただし、前項ただし書により開かれた調査会においては、議決することはできない。</p>	<p>(議事)</p> <p>第4条 調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。</p> <p>2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。</p>